

令和元年度加美町農業委員会
第3回定例総会議事録

令和元年6月25日（火）

加美町小野田支所2階会議室

加美町農業委員会

令和元年度第3回定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年6月25日(火)午後1時30分～午後2時10分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(16名)

会 長	19番	三 浦	泉
会長職務代理者	18番	千 葉	連 悦
委 員	1番	星	榮 喜
〃	2番	澁 谷	幹 男
〃	3番	半 田	守
〃	4番	畠 山	義 信
〃	5番	杉 村	昭 宏
〃	6番	猪 股	弘
〃	7番	三 嶋	秀 二 郎
〃	8番	山 本	成
〃	9番	伊 藤	登 喜 子
〃	10番	板 垣	文 一
〃	11番	小 山	京 子
〃	12番	佐 々 木	信 幸
〃	13番	今 野	修
〃	14番	尾 形	徳 夫

4 欠席委員(なし)

5 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議書記の指名
- 日程第4 報告第5号 非農地証明書の交付について
- 日程第5 報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について
- 日程第6 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第7号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について
- 日程第9 議案第8号 農用地利用集積計画の審査について
- 日程第10 議案第9号 農用地利用配分計画(案)について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第3回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和元年度加美町農業委員会第3回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（三浦泉会長） 本日は第3回定例総会にお集まり頂きましてありがとうございます。5月末から6月は行事が多彩にありまして、まずは経過報告ということで皆さんにお知らせいたします。

まず5月27日に東京シビックホールにて全国農業委員会会長会議がございまして、事務局含め1800名の会長さんと職員とで行われました。内容と致しましては、農業新聞にも掲載があった通り農地中間管理事業の見直しと、公布に関しては11月頃となるであろうとの事でした。

また6月13日に行われた議会では、欠員が出ていた農業委員の人事案件について、満場一致で3名の方が通りました事をご報告致します。7月1日に加美町町長からの辞令交付があり、その後正式に農業委員として任命される予定でございます。

今月17日にはホテル白萩にて常設審議委員会、19日には農業者年金加入協議会総会がございまして、今年度を以て農業者年金加入者協議会が解散することとなり、20日は同じくホテル白萩にて県総会、研修会、年金総会と多種多様な総会に出席してまいりました。

以上で簡単ですが報告とさせていただきます。本日も慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく申し上げます。

*事務局（太田浩二事務局長） ありがとうございます。それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は16名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、7番 三嶋秀二郎委員、8番 今野修委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご

異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第5号 非農地証明書の交付について

*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第5号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第5号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。令和元年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

6月分の非農地証明願は3件でございます。

1件目

願出人 A氏 仙台市泉区山の寺…番地

所在地 米泉字東野…番の畑

現状 宅地

面積 2,085㎡

平成15年の10月に4条の転用許可を受け堆肥舎を建築しましたが、地目変更登記を行わず現在に至ったものであります。

2件目

願出人 B氏 加美町字味ヶ袋蟹沢浦…番地

所在地 字味ヶ袋蟹沢浦…番の田

現状 宅地

面積 52㎡

国土調査時において田として登記されましたが、昭和32年頃から宅地、農業用施設用地として利用され現在に至っているものでございます。平成15年の合併時においては、すでに農地台帳から除外されております。

3 件目

願出人 B 氏 加美町字味ヶ袋蟹沢浦…番地

所在地 字味ヶ袋蟹沢浦…番及び…番の田

現状 宅地

面積 合計 1 3 6 m²

国土調査時において田として登記されましたが、昭和 5 4 年頃から宅地、農業用施設用地として利用変更され現在に至っているものでございます。平成 1 5 年の合併時においては、すでに農地台帳から除外されております。

尚、3 件とも 6 月 1 4 日の現地調査時、担当委員さん方による現地確認の後、証明書を発行しております。

[以上 3 件の非農地証明書交付について説明。]

* 議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 5 号を終了いたします。

日程第 5 報告第 6 号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

* 議長（三浦泉会長） 日程第 5、報告第 6 号、農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

* 事務局（鎌田裕之次長） 報告第 6 号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和元年 6 月 2 5 日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は 1 2 件でございます。順番は報告のあった日付、種別、許可日、指令番号の順となっております。今回は件数が多いことから、進捗状況報告のあったものについてご説明させていただきます。

《工事進捗状況》

報告書番号 4

建売住宅建設(8 棟) 字町裏…番地 外 1 筆

面積 2, 0 2 4 m²

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日許可

現在の進捗率 8 0 %

本体木工事、外壁工事及び内装工事は終了。現在外構工事を行っており、来月 7 月の完成予定ということでありました。土地造成業者及び住宅建設業者ともに人手不

足により人員が確保できなかったことから工事が遅延したとのことでございます。

報告書番号 8

建売住宅建設(8棟) 字矢越…番 外1筆

面積 2,062㎡

平成30年2月23日許可

現在の進捗率50%

全8区画中2区画完成済。現在4区画については建築中であり、残りの2区画については8月の着工、12月の完成予定ということでありました。土地造成業者及び住宅建設業者ともに人手不足により人員が確保できなかったことから工事が遅延したとのことであります。

報告書番号 9

太陽光発電用地 宮崎字浦一番…番

面積 2,559㎡

平成30年9月25日許可

現在の進捗率0%

太陽光モジュールの納期が大幅に遅延しており、工事に着手できない状況になっているとのことでございます。令和元年11月15日の着工、来年令和2年3月30日の完了を目標としているとのことであります。

報告書番号 10

太陽光発電用地 宮崎字浦一番…番

面積 2,973㎡

平成30年9月25日許可

現在の進捗率0%

太陽光モジュールの納期が大幅に遅延しており、工事に着手できない状況になっているとのことでございます。令和元年11月15日の着工、来年令和2年3月30日の完了を目標としているとのことであります。

報告書番号 11

建売住宅建設(4棟) 字赤塚…番 外3筆

面積 1,040㎡

平成30年7月25日許可

現在の進捗率20%

人手不足により造成工事から遅延しているとのことでございます。造成については今月6月中の完了予定、住宅については7月の着工、令和2年3月末の全棟完成を目標にしているとのことであります。

[以上5件の工事進捗状況について説明]

*議長(三浦泉会長) 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第6号を終了いたします。

日程第6 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年6月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。
今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

渡人 C氏

受人 D氏

申請地 下新田字桑原の田

面積 5,000㎡

後継者へ贈与するもの

申請番号2

渡人 E氏

受人 F氏

申請地 字鹿原大畑の畑 外14筆

面積 24,257.03㎡

後継者へ贈与するもの

[以上2件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） はい。今回贈与する5,000㎡と24,000㎡という面積はすでに経営面積に入っているものと考えてよいのでしょうか。それともこちらに追加されるということですか。

*事務局（猪股雅敬主事） はい。今回の5,000㎡と24,000㎡という面積は家族内での贈与という事で、経営面積の中に含まれているものとなります。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第7 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和元年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

譲渡人 G氏 加美町谷地森字天神…番地

譲受人 H氏 住所、同上

申請地 加美町谷地森字天神…番の田

面積 955㎡

事業資金 銀行融資…万円

事業計画 令和元年8月20日着工、令和元年12月28日完成予定

贈与により住宅を建築するもの

本案件は、本年1月の定例総会に農業振興地域整備計画変更案件として上程されたものであります。

申請地は、加美町役場宮崎支所の東南東約3.3kmの場所に位置する農地で旧県道沿線の集落に接続しておりますが、周囲の大区画圃場整備地区とともに、おおむね

10ha以上の規模の一団の農地の区域を形成していることから第1種農地と判断される農地であります。

ただ、申請事由が分家住宅の建築であり、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(住宅・事務所・作業場等)として不許可の例外規定に該当すると判断されるものでありまして、転用目的達成のために他に代替すべき土地もないと思料されますことから、やむを得ないものと判断いたしました。

申請番号2

譲渡人 I氏 加美町城生字裏…番地
譲受人 J氏 加美町字大門…番地…号
申請地 加美町城生字前田…番の田
面積 400m²
事業資金 銀行融資…万円 うち土地代…万円
事業計画 令和元年7月15日着工、令和元年11月30日完成予定
売買により住宅を建築するもの

申請地は加美町役場から北に約950m、中新田市街の北端から約350mの場所に位置しており、宅地に囲まれ周辺の水田地帯からは分断されております。

住宅化の状況が第3種農地の農区分bの(a)に掲げる程度に達している区域(いわゆる市街地)に近接する区域内(おおむね500mの範囲内)にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地と判断される農地であります。

本案件は、現在賃貸住宅に居住する譲受人が申請地を取得し居宅を建築しようとするものであります。他に中新田地区の3か所(宅地2カ所、田1か所)を候補地として検討したようですが、諸条件により転用許可申請に係る事業目的に使用することが困難との判断から申請地を選定したとのことであり、やむを得ないものと判断いたしました。

申請番号3

譲渡人 K氏 加美町字屋敷二番…番地
譲受人 L氏 加美町字長檀…番地
申請地 加美町南寺宿…番の畑
面積 585m²
事業資金 農協融資…万円 うち土地代…万円
事業計画 令和元年8月1日着工、令和元年12月25日完成予定
売買により住宅を建築するもの

申請地は加美町役場小野田支所の北東約150mの場所に位置しており、おおむね300m以内に町村役場(支所を含む)があることから、第3種農地と判断される農地であり、現在貸し家に居住する譲受人が、申請地を取得して居宅を建築、あわせて駐車場、庭を整備しようとするものでございます。

申請番号 4

譲渡人 M氏 加美町字長清水北二番…番地

譲受人 N氏 住所、同上

申請地 加美町字長清水北二番…番の畑

面積 1 2 5 m²

事業資金 農協融資…万円

事業計画 令和元年8月1日着工、令和元年12月20日完成予定

使用貸借により住宅を建築し、あわせて進入路を確保するもの

申請地は加美町小野田支所の北西3.7kmに位置する農地で町道沿線の集落に接続しておりますが、周囲に広がる30アール区画の圃場整備地区とともに、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域を形成していることから、第1種農地と判断される農地であります。

ただ申請事由が住宅の建替えでありまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(住宅・事務所・作業場等)として不許可の例外規定に該当すると判断されるものであり、転用目的達成のために他に代替すべき土地もないと思料されますことから、やむを得ないものと判断いたしました。

[以上4件の許可申請について説明]

* 議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番から申請番号4番について、11番小山京子委員お願いします。

* 11番(小山京子委員) 11番、小山がご報告いたします。令和元年6月14日、佐々木信幸委員、山本成委員、太田局長、鎌田次長、私の5名で現地調査をいたしました。

申請番号1番については、農地区分は第1種農地であります。現在同居している父親である譲渡人から隣接する申請地の贈与を受け分家住宅を建築するものです。集落に接続して設置されるもので、第1種農地に係る許可の例外規定に該当するという判断から、やむを得ないものと認められました。また、雨水は現状と同様、隣接する水路へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽に接続し処理するため支障はなく、許可相当と判断してまいりました。

申請番号2については、農地区分は第2種農地で申請地を取得転用し住宅を建築するもので、雨水は隣接する水路へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道に接続し処理するため支障はない。隣地境界には擁壁を設置し、土砂の流出を防止するという事で許可相当と判断してまいりました。

申請番号3については、農地区分は第3種農地ですので雨水は隣接する水路へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道に接続し処理するため支障はなく、東側隣地との境界には法面を形成し、土砂の流出を防止するという事で許可相当と判断してまいりました。

申請番号4については、農地区分は第1種農地ではあります。父親である譲渡人

から現在の宅地に隣接する申請地を借受け住宅の建替えをするものでありますので、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地に係る許可の例外規定に該当するという判断から、やむを得ないものと認められました。また、盛土は行わず雨水は現状と同様隣接する町道側溝へ放流し、汚水・雑排水は自然浸透、公共下水道に接続し処理するため支障はないということで許可相当と判断してまいりました。以上です。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第7号 農地転用事業計画変更承認申請の承認

*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第7号、農地転用事業計画変更承認申請の承認について、事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第7号、農地転用事業計画変更承認申請の承認について。下記のとおり事業計画を変更するため加美町農業委員会会長あてに承認申請があったので審議されたい。令和元年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

申請者 ○社 代表取締役 P氏
加美町羽場字山鳥…番地

平成28年6月29日付けで農地法第5条の許可申請書の提出があったものについて、平成29年4月21日付け指令第8号により、賃貸借による土砂採取及び保全区域として許可を行ったものに係るものであります。

事業計画変更内容については平成29年4月21日から平成31年4月20までとなっている開発行為の期間を、平成29年4月21日から平成35年、令和5年4月20までに変更するものでございます。

これは県森林法施行条例第3条第2項の規定により、事業者から県に対し土砂採取の未完了による林地開発行為期間延長届の提出があり、それに対し平成31年4月19日付けで県が承認したことに基づくものであります。

5条転用許可時に申請書に記載されておりました事業計画期間は、許可日から平成38年、令和8年8月31日となっておりますので、今回の期間延長はその範囲内にとどまるものであり、農地転用手続的に特に問題はなかったのですが、許可申請時同時に提出された工事工程表では、林地開発工事の期間が平成28年10月1日から平成31年9月30日までとなっており、そうであれば農地転用についても今回の林地開発許可における期間延長との整合を図っておくべきとの、県北部地方振興事務所からの助言があり、転用事業者に対し計画変更承認申請書の提出を求めたものでございます。

なお、本案件については、昨年平成30年8月24日付けで工事進捗状況報告書の提出があり、採石法に基づく採取計画による計画土砂搬出量20万9,708立米のうち、報告日現在における搬出量が5万6,919立米、搬出量に限れば進捗率27.1%、法面整形等、土砂採取に伴う附帯工を含めた事業全体の進捗率は12.5%との報告があり、昨年平成30年9月25日の総会においてご報告をさせていただいております。

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第7号、農地転用事業計画変更承認申請の承認についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、農地転用事業計画変更承認申請の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 議案第8号 農用地利用集積計画

*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第8号、農用地利用集積計画の審査についてを議題とします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第8号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。令和元年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農用地利用集積の審議は、売買3件、賃貸借1件の計4件でございます。

申請番号1

渡人 Q氏

受人 R氏

申請地 四日市場字荒井の田 2筆
面積 273㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号2

渡人 S氏
受人 T氏
申請地 字保室の田 4筆
面積 5,846㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号3

渡人 U氏
受人 V氏
申請地 字新雷北の田 1筆
面積 1,873㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号4

渡人 W氏
受人 公益社団法人 X社
申請地 古川柏崎字出羽街道の田 1筆
面積 30㎡
権利移動の種別 賃貸借

以上4案件で、田8筆 面積8,022㎡

これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上4件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第8号、農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案第9号 農用地利用配分計画(案)

*議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第9号、農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第9号、農用地利用配分計画(案)について。このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。令和元年6月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農用地利用配分計画(案)は1件でございます。

申請番号1

渡人	公益社団法人 X社
受人	Y氏
申請地	古川柏崎字出羽街道の田 1筆
面積	30㎡
権利移動の種別	賃貸借
貸付期間	10年間

[以上1件の計画案について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、18番 千葉委員。

*18番（千葉連悦委員） はい。異論はございませんが、先ほどの利用集積計画を受けての配分計画案ということで、渡人、受人、申請地が全て古川になっておりますが、なぜ加美町の委員会で審議するのでしょうか。

*事務局（猪股雅敬主事） はい。説明いたします。平成30年度に加美町下多田川で大崎市との編入の関係がございまして、古川柏崎というのが大字、字から下が小字となっております。今回は古川の前に加美町という住所が付帯しており、正式な住所は加美町古川柏崎字出羽街道という地名になっておりますので、加美町の区分ということで今回の審査にかけさせていただきました。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第9号、農用地利用配分計画(案)についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和元年度第3回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時10分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和元年6月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 三 嶋 秀 二 郎

署名委員 今 野 修